

教 育 委 員 会 定 例 会

日 時 令和6年7月31日（水）

午後1時30分～午後2時10分

場 所 防災コミュニティセンター205 会議室

出席者：教育長 菅沼浩行 教育委員 西山清和、山田貴子、深澤里奈子、鈴木貴志

事務局及び出席者：大木参事、村松社会教育課長、常盤社会教育課副課長、二見図書館長
二宮美術館長、石井指導主事、神保学校教育課管理係長
細川社会教育課スポーツ振興係長、芹澤学校教育課主事

菅沼教育長 皆さん、こんにちは。お忙しい中ご参集いただき、ありがとうございます。ただいまの出席者数は5名です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に定める定足数に達しておりますので、これより令和6年湯河原町教育委員会7月定例会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。会議録署名委員は会議規則第35条の規定により、山田委員、鈴木委員の2名を指名いたします。よろしく願いいたします。

では、まず非公開とする案件についてお諮りいたします。案件（1）議決事項 議案第19号 令和6年度特別支援教育就学奨励費の追加決定についてにつきましては、個人情報を含む案件でございますので、会議を非公開としたいと考えますが、ご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

菅沼教育長 それではご異議がないものと認め、この1件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書き及び会議規則第33条第1項の規定により、非公開といたします。

議事録の承認

令和6年6月教育委員会定例会議事録の承認について

菅沼教育長 次に、議事録の承認に入らせていただきます。令和6年6月教育委員会定例会議事録の承認について、事務局から説明をお願いします。

神保学校教育課管理係長 令和6年6月教育委員会定例会議事録につきまして、修正等はありません。

菅沼教育長 説明が終わりました。議事録について、何か質疑等がございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 ないようでしたら、令和6年6月教育委員会定例会議事録については、承認することにご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

菅沼教育長 それではご異議がないものと認め、令和6年6月教育委員会定例会議事録については承認されました。

案 件

(1) 議決事項

議案第15号 令和7年度使用小中学校教科用図書の採択について

菅沼教育長 それでは、案件に入らせていただきます。(1) 議決事項 議案第15号 令和7年度使用小中学校教科用図書の採択についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

神保学校教育課管理係長 議案第15号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第15号 令和7年度使用小中学校教科用図書の採択について説明)

- ・義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定による

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第15号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第16号 令和7年度使用一般図書(学校教育法附則第9条に規定する教科用図書)の採択について

菅沼教育長 次に、議案第16号 令和7年度使用一般図書（学校教育法附則第9条に規定する教科用図書）の採択についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

神保学校教育課管理係長 議案第16号をお願いします。

（資料に基づいて、議案第16号 令和7年度使用一般図書（学校教育法附則第9条に規定する教科用図書）の採択について 説明）

・特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和6年度使用）及び一般図書一覧、一般図書契約予定一覧に掲載される図書の中から採択する必要があるため

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第16号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号 湯河原町体育功労者、優秀選手、優秀団体等表彰要綱の一部改正について

菅沼教育長 次に、議案第17号 湯河原町体育功労者、優秀選手、優秀団体等表彰要綱の一部改正についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

細川社会教育課スポーツ振興係長 議案第17号をお願いします。

（議案第17号 湯河原町体育功労者、優秀選手、優秀団体等表彰要綱の一部改正について 説明）

・表彰要綱において、表彰対象者の見直しをするため

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。改正後の第2条第4号と第5号は、どのようなものを想定していますか。

細川社会教育課スポーツ振興係長 第4号についてですが、たとえば、野球のために、大阪に越境で住所を移してしまった学生が甲子園大会に出場、優秀な成績を収め、表彰の対象になる可能性があります。現行では、町民若しくは本町に通学する者となっており、保護者は湯河原町でも、本人が住所を移している場合は対象者になりません。したが

って、ここで改正を行いたいというものです。第5号については、現状の1号から4号までの中で該当するかどうかわからないようなものが今後増えた場合、「教育委員会が特に認めたもの」という記載をすることにより、そういう事案が発生したときに対応できると考えております。

菅沼教育長 その必要性を聞きたいんですね。今後出てきた場合ということですが、いままで出てきたものはどうしたんですか。「学生」という考え方はどうするんですか。

細川社会教育課スポーツ振興係長 学生につきましては、小学生以上を考えております。

村松社会教育課長 実際にこの要綱に基づいて、町民レクリエーションのつどい等で優秀選手などの表彰を行っておりますことは、委員の皆さんもご存知かと思います。現在、社会教育課では、中学校・高校で地方に出られている方たち、先ほど担当が言いましたように、野球等強い競技のために行ってらっしゃる方たちがいらっしゃいます。そういった中、第2条第4号については、寮の住所に移していたので、表彰がされなかったということが過去にありました。保護者が湯河原に住所を置いてあるのであれば、条例改正により、表彰をさせていただきたいというものです。表彰審査会を設けておりまして、そこで審査をして、最終的に教育委員会定例会にお諮りさせていただき、決定するという流れになっております。

それから、第5号につきましては、具体的な想定というのはまだわからないんですが、他のイレギュラーな部分を想定させていただき、たとえば表彰審査会で意見が割れたなどがあった場合に、教育委員の皆様にご審議いただき、表彰するかどうかを決定するかなどを含めたところで、この第5号を入れさせていただきたいと考えております。

菅沼教育長 これより質疑に入ります。何か質疑はございますか。

西山委員 第5号についてですが、表彰の対象になる大会のときに、それまでは第1号から第4号の状態であった学生が、表彰を決定する段階において転居した、あるいは保護者も湯河原から離れたといったときに、いまはいないけれども、大会時にはいて活躍をされた学生がいたんだけど、どうしようかということを考えると、第5号の文言があることによって、そういった学生を表彰してあげられるということも考えられます。そういった、ちょっと曖昧な事態が生じたときにも、いいかなと思います。

村松社会教育課長 ありがとうございます。そういった部分も含めて、この第5号を入れさせていただければと思います。それから、学生の定義についてですが、担当は小学生からと考えておりますが、大学生となると、たとえば五十代でも大学生という方もいらっしゃる

と思います。そして、そういう方の保護者が湯河原にいらっしゃれば、表彰できるのかというのも、これだとすぐに読み取ってしまったりする部分もあります。表彰審査会でもいろいろと審議しまして、そこで決定ができなかった場合には、教育委員会でもご審議いただければと考えております。今後も含めまして、ご承認いただければと考えております。

菅沼教育長 他に質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより議案第17号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号 湯河原町教育委員会事務点検・評価委員の委嘱について

菅沼教育長 次に、議案第18号 湯河原町教育委員会事務点検・評価委員の委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

神保学校教育課管理係長 議案第18号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第18号 湯河原町教育委員会事務点検・評価委員の委嘱について 説明)

・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第18号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

(2) 協議事項

協議第10号 旅館業法第3条第4項の規定に基づく施設環境の意見(案)について

菅沼教育長 次に、(2) 協議事項に入らせていただきます。協議第10号 旅館業法第3条第4項の規定に基づく施設環境の意見(案)についてを案件といたします。事務局から協議

理由の説明をお願いします。

二見図書館長 協議第10号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第10号 旅館業法第3条第4項の規定に基づく施設環境の意見
(案)について 説明)

・対象施設 湯河原町立図書館

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより協議第10号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

協議第11号 湯河原町教育委員会後援等承認申請（小田原市・足柄下郡退職校長会）
について

菅沼教育長 次に、協議第11号 湯河原町教育委員会後援等承認申請（小田原市・足柄下郡退職校長会）についてを案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

芹澤学校教育課主事 協議第11号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第11号 湯河原町教育委員会後援等承認申請（小田原市・足柄下郡退職校長会）について 説明)

・令和6年度神奈川教育月間参加 神奈川県連合退職校長会「講演会」

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより協議第11号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

報 告

(1) 町政に関する所信について

菅沼教育長 次に、報告に入らせていただきます。(1) 町政に関する所信について、事務局から報告をお願いします。

大木参事 資料1をお願いします。

(資料に基づいて、町政に関する所信について 報告)

・令和6年7月臨時会

菅沼教育長 報告が終わりました。何か質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

(2) 町政に関する所信についての代表質問の回答について

菅沼教育長 次に、(2) 町政に関する所信についての代表質問の回答について、事務局から報告をお願いします。

大木参事 資料2をお願いします。

(資料に基づいて、町政に関する所信についての代表質問の回答について 報告)

・小学校給食の段階的な無償化について、中学校給食の早期実現について

菅沼教育長 報告が終わりました。何か質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

(3) 夏季プール開放事業について

菅沼教育長 次に、(3) 夏季プール開放事業について、事務局から報告をお願いします。

村松社会教育課長 資料3をお願いします。

(資料に基づいて、夏季プール開放事業について 報告)

・東台福浦小学校プール 8月10日(土)から15日(木)まで 中学生以下

菅沼教育長 報告が終わりました。何か質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

(4) 西湘地区教育委員会連合会教育講演会の開催について

菅沼教育長 次に、(4) 西湘地区教育委員会連合会教育講演会の開催について、事務局から報告をお願いします。

芹澤学校教育課主事 資料4をお願いします。

(資料に基づいて、西湘地区教育委員会連合会教育講演会の開催について 報告)

・「社会の変化とこれからの学校教育～主体性と当事者意識～」

菅沼教育長 報告が終わりました。何か質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

その他

菅沼教育長 次に、その他に入らせていただきます。委員の皆さん、何かございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 事務局から何かございますか。

事務局 なし

菅沼教育長 以上をもちまして、本日の秘密会を除く日程は終了いたしました。